

半田市鉄道資料館設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市鉄道資料館(以下「資料館」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 半田市鉄道資料館

位置 半田市御幸町110番地の4

(開館日等)

第3条 開館日は、毎月第1日曜日(1月については第2日曜日)及び第3日曜日の午前10時から午後3時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(損害賠償)

第4条 資料館入館者が、故意又は過失により、施設設備及び展示品をき損し、又は滅失した場合は、損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(管理運営の委託)

第5条 資料館の管理運営を市長は、適当と認められる団体に委託することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。